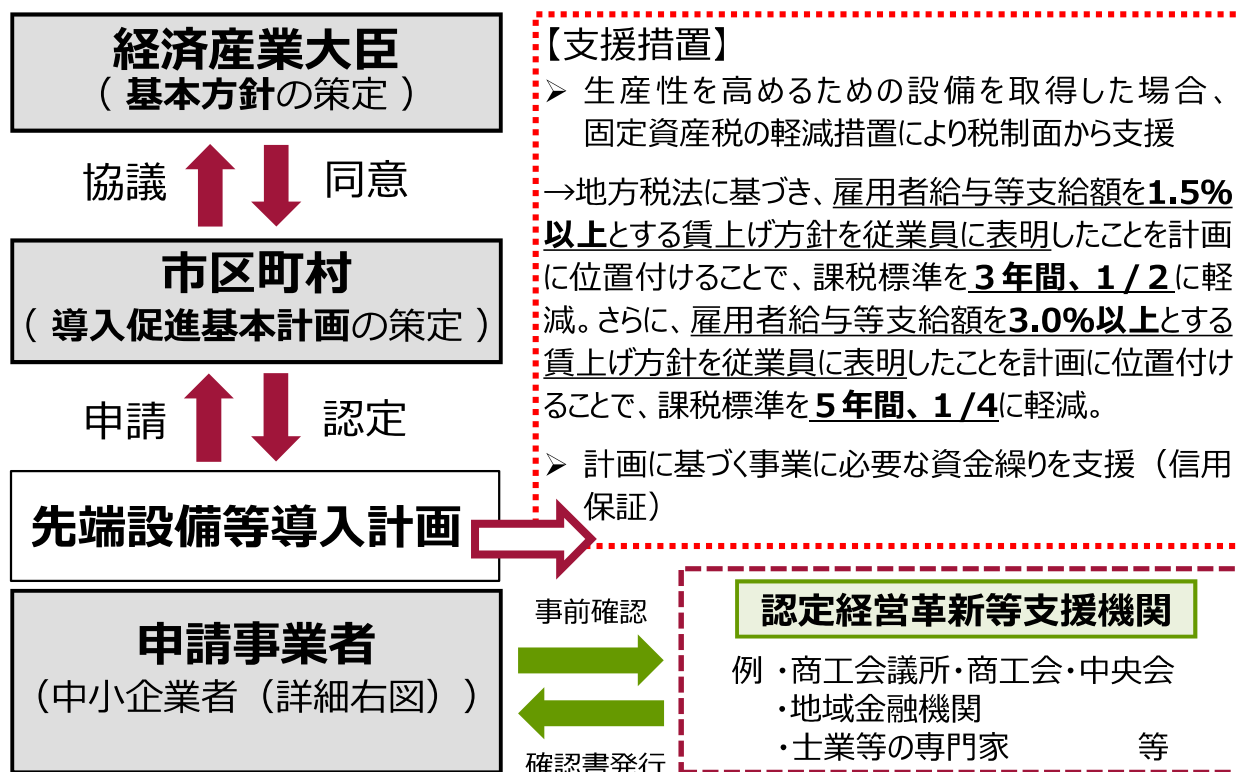


# 「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画。（労働生産性が年平均 3 % 以上向上することが見込まれることが要件）
- この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。

## ～先端設備等導入計画のスキーム～



## ～計画認定の対象者「中小企業者」～

| 業種分類   | 中小企業等経営強化法第2条第1項           |                  |
|--------|----------------------------|------------------|
|        | 資本金の額又は出資の総額               | 常時使用する従業員の数      |
| 製造業その他 | 3億円以下                      | 300人以下           |
| 卸売業    | 1億円以下                      | 100人以下           |
| 小売業    | 5千万円以下                     | 50人以下            |
| サービス業  | 5千万円以下                     | 100人以下           |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業*                   | 3億円以下<br>900人以下  |
|        | ソフトウェア業<br>又は<br>情報処理サービス業 | 3億円以下<br>300人以下  |
|        | 旅館業                        | 5千万円以下<br>200人以下 |

\* 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。